

新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領運用基準

平成31年4月1日制定

令和2年1月1日改正

令和4年10月1日改正

「新潟市水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の解釈及び運用について」の全部を改正する。

第1 趣旨

新潟市水道局競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領（以下「要領」という。）を具体的に運用していくための指針として、要領第13条の規定に基づき、この運用基準を定める。

第2 指名停止期間の始期（要領第2条関係）

指名停止の期間中の有資格業者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

第3 共同企業体に関する指名停止（要領第3条関係）

- 1 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、既に対象である工事について開札済みであって新たな指名が想定されない特定共同企業体については、対象としないものとする。
- 2 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないものとする。

第4 指名停止の期間の特例（要領第4条第2項関係）

- 1 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実があったとき又は行為が行われたときが、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。ただし、本市との契約にあたって違反した場合は除く。

- 2 下請負人又は共同企業体の構成員が短期加重措置に講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。

第5 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例（要領第6条関係）

- 1 第2号及び第3号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- 2 「他の公共機関の職員」（第3号並びに別表第2第2号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。更に私人であっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

第6 一般契約における過失による粗雑履行の措置基準（別表第1第3号関係）

一般契約における過失による粗雑履行において、瑕疵が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。

第7 本市契約における契約違反の措置基準（別表第1第4号関係）

この措置要件に該当する行為は、アからエまでのいずれかに該当する場合とする

- ア 必要な報告を怠った場合
- イ 監督・検査業務を阻害した場合又は改善要求や指示に従わない場合
- ウ 新潟市水道局工事請負契約約款第8条の2に定める社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合（ただし、新潟市水道局工事請負契約約款第8条の2第2項各号に該当する場合又は加入義務のない者を除く）
- エ その他契約条項に違反したとき（違反が軽微であるものを除く）

第8 事故に基づく措置基準（別表第1第5号から第8号まで）

公衆損害事故又は契約関係者事故が次のア又はイに該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わない。

- ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合
（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
- イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適

切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)

第9 本市契約における事故の措置基準（別表第1第5号及び第7号関係）

- 1 本市契約における事故において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができる。

ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての受注者の責任が明白となった場合

イ 当該契約に係る業務責任者が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合

- 2 負傷者および損害の被害状況については、次のとおりとし、個別の案件ごとに状況を勘案する。

(1) 負傷者

	被害状況	
	公衆損害事故における負傷 (第5号関係)	契約関係者事故における負傷 (第7号関係)
軽傷	怪我が軽度で通院等の加療を要しない	休業4日未満の負傷
中傷	重傷または軽傷以外のもの	休業4日以上14日未満の負傷
重傷	1週間以上の入院または概ね1カ月以上の通院等の加療を要する	休業14日以上

※ 休業は、事故当日から起算し、土日・祝日を含む。

(2) 損害

	被害状況
軽微	公共施設や民家等への損失又は公衆への影響が小さい場合
中程度	公共施設や民家等への損失又は公衆への影響を与えた場合
重大	公共施設や民家等への多大な損失又は公衆への深刻な影響を与えた場合

例1 : ライフラインへの損害

高圧電線の切断、ガス爆発、水道幹線の破裂並びに電話幹線の切断、その

他公共性の高いライフライン等の復旧までに半日以上を要した場合又は短時間であっても食事時にガス管、電線並びに水道管の破裂並びに切断等により100世帯以上に影響を及ぼした場合

軽微：10世帯以下

中程度：11世帯以上100世帯未満

重大：100世帯以上

例2：公共機関への損害

公共機関（国、地方自治体や公益法人及び公共性の高い企業）の業務や事業へ影響が及ぶ場合

軽微：一般交通に影響が小さい（交通安全施設や道路付属物の破損）

中程度：一般交通に影響が大きい（幹線道路の不通、交通安全施設の機能不能、光ケーブル切断による機能不能）

重大：公共交通機関（JR・私鉄・バス）が不通

例3：民家や事業所等への損害

軽微：民家や事業所等において、日常生活や営業活動に影響が小さい

中程度：民家や事業所等において、日常生活や営業活動に影響が大きい（日常生活や営業活動へ影響がある。または、建物の損害がある。）

重大：民家や事業所等において、日常生活や営業活動に影響が多大（日常生活や営業活動に支障をきたす。または、建物への大規模な補修を行わなければならない。）

第10 一般契約における事故の措置基準（別表第1第6号及び第8号関係）

一般契約における事故において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、本運用基準第9の1のイの場合とする。当該事故が重大であると認められるのは、死亡者を生じさせている場合のほか、第9の2に規定する負傷者が重傷である場合、又は損害の程度が重大である場合とする。

第11 工事成績の不良（別表第1第9号関係）

新潟市水道局工事成績評定実施要領により算定された成績評定に基づく指名停止措置期間は、次のとおりとする。ただし、工事成績評定に指名停止を措置したことによる減点がある場合は、指名停止による減点を除いた点数を工事成績の成績評定とみなす。

成績評定等	指名停止期間
成績評定が45点未満	3ヶ月
成績評定が45点以上55点未満	1ヶ月
工事成績が不良で指名停止を受けた有資格業者が、指名停止期間の終了後3年を経過するまでの間に、再度工事成績の不良により指名停止に該当することとなった場合	6ヶ月

第12 代表役員等、一般役員等、使用人（別表第2第1号、第2号及び第8号関係）

- 1 代表役員等とは、代表取締役及び表見代表取締役（会長、社長、副社長、専務等の役職名を有する取締役で実際には代表権を有していないもの）をいう。
- 2 一般役員等とは、1の代表役員等以外の役員（常務、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者、契約の締結権限を有した支店長および営業所長等）をいう。
- 3 使用人とは、1の代表役員等および2の一般役員等以外の全ての者をいう。

第13 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した場合の措置基準（別表第2第3号関係）

- 1 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものとする。
- 2 独占禁止法第3条に違反した場合は、次のアからオまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
 - ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
 - オ 公正取引委員会が違反事実を認定し公表したとき
- 3 独占禁止法第8条第1号に違反した場合は、課徴金納付命令を出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- 4 この措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、短期を下回る

ときは、要領第4条第3項の規定を適用するものとする。

第14 建設業法違反行為（別表第2第6号関係）

- 1 「建設業法の規定に違反し」とは、例えば技術者の不設置、施工体制台帳不作成、経営事項審査の虚偽申請、一括下請負違反、無許可業者との下請契約締結等建設業法上に規定してある条文に違反した場合をいうものであり、公衆損害、粗雑工事、他法令違反、不誠実行為により建設業法に基づく監督処分がなされた場合は、建設業法違反行為ではなく他の別表各号の規定により措置する。
- 2 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。
 - ア 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合

第15 業務に関する不正又は不誠実な行為（別表第2第7号関係）

- 1 「業務」とは、本運用基準第13の1に定めるところによる。
- 2 業務に関する「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。
 - ア 代表役員等、一般役員等又は使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ 本市契約に関して、落札決定後の契約辞退、有資格業者の過失による入札手続きの大幅な遅延等、事業等への甚大な影響を与え、信頼関係を損なう行為があった場合

附 則

（施行期日）

- 1 この運用基準は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この運用基準の規定は、この運用基準の施行の日以後に生じた事案について適用し、同日前に行われたものについては適用しない。

附 則

この基準は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年10月1日から施行する。